

被害を与えるカワウの個体数について (内水面水産資源被害対策事業)

令和6年11月7日
水産庁 栽培養殖課

被害を与えるカワウの個体数 ①

カワウ被害対策強化の考え方

- 被害地から半径15km以内のねぐら等を中心として、ねぐら等の管理やそれを利用するカワウの個体数を管理して、被害を与えるカワウの個体数を令和10年度までに半減させることを目指す。

現 状

- 飛来数調査に参加する漁協の増加と習熟度の向上により飛来数調査の精度は向上してきた。
- 一方で、飛来数調査を実施できていない、もしくは実施していても調査精度が十分でない漁協もあり、引き続き精度向上に努めていく必要がある。

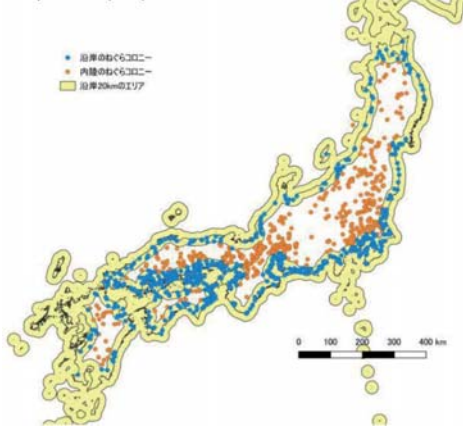
飛来数調査の精度が十分に習熟するまでは、
暫定的に全国レベルの被害を与えるカワウ個体数を推計

被害を与えるカワウの個体数 ②

推計方法

- ▶ 海沿い20km
海から20km圏内に位置するねぐらコロニーに生息する全個体数に対して、内水面漁場へ飛来する比率を乗じる。
- ▶ 内陸
海から20km超の内陸に位置するねぐらコロニーに生息する全個体数をカウント

令和4年度における全国のカワウ生息地図



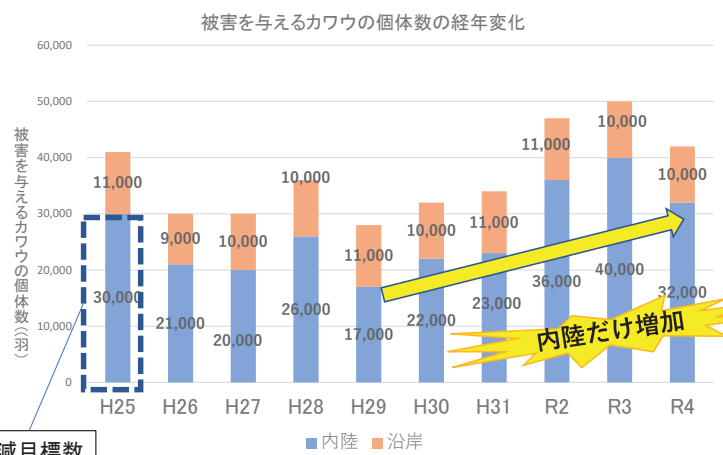
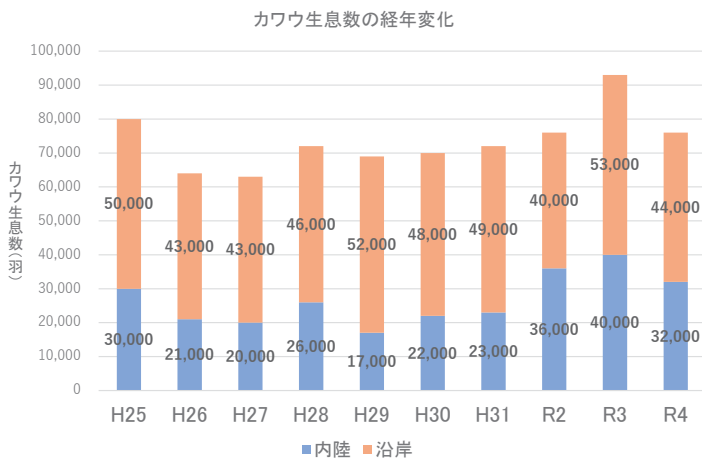
推定に使用したカワウの河川への飛来割合

ねぐら・コロニーの生息数	1000羽以上	1000羽未満
平成27年	4.1	31.5
平成28年	3.9	28.1
平成29年	0.4	39.1
平均値	2.8%	32.9%

※春、夏、冬のいずれかでカワウの利用が確認されたねぐらコロニーの地図

被害を与えるカワウの個体数 ③

個体数の推計結果（暫定値）



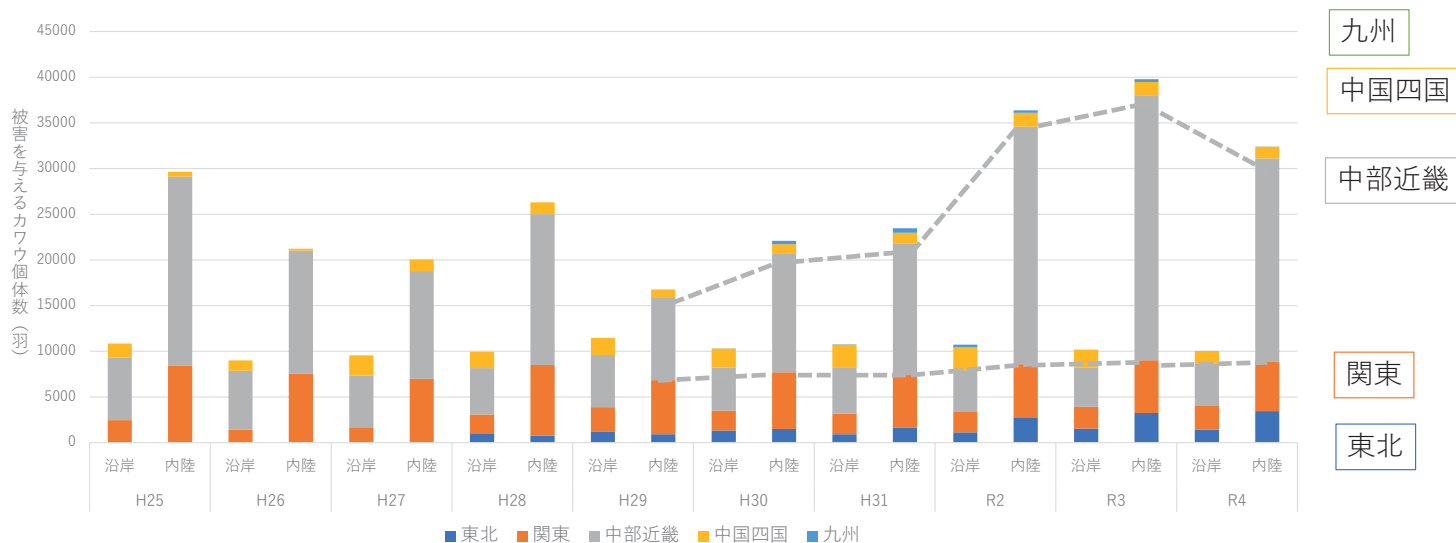
▶カワウの生息数、被害を与えるカワウの個体数ともに、平成29年をボトムにリバウンド傾向にある。

▶その原因としては、内陸部での生息数が増加したことがあげられる。

※総生息数は、海沿い20km及び内陸における生息数の合計値。百の位四捨五入

被害を与えるカワウの個体数 ④

地域別の被害を与えるカワウ個体数の推計結果（暫定値）その1



- ▶平成30年度以降、中部・近畿地方の内陸部での個体数の増加が顕著である。
- ▶中部近畿での個体数の増加は、滋賀県内における生息数の増加が原因と考えられる。

被害を与えるカワウの個体数 ⑤

地域別の被害を与えるカワウ個体数の推計結果（暫定値）その2



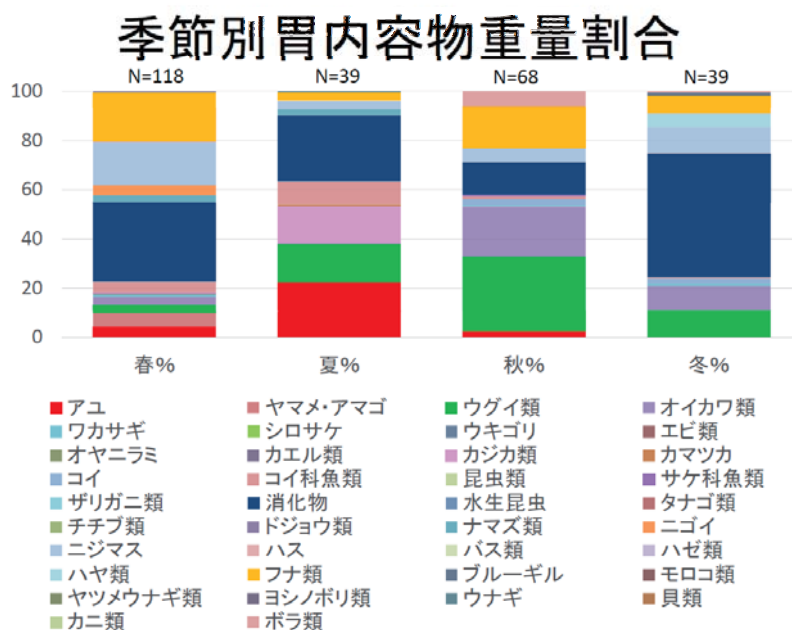
※縦軸は被害を与えるカワウ個体数（羽）である。

・個体数が計測された年のみを表示している。

・令和6年3月時点での数値。

- ▶東北、中部近畿の被害を与えるカワウ個体数は近年、最大数を更新
- ▶中国四国、九州地方は、緩やかに減少傾向

【参考】被害を与えるカワウによる捕食金額の推定 ①



※平成29年度にカワウ胃内容物調査を行っている都府県から得られたデータより集計

【参考】被害を与えるカワウによる捕食金額の推定 ②

被害金額の推定

カワウの飛来数 × 飛来日数 × 1日あたりの捕食重量 × 魚種別単価

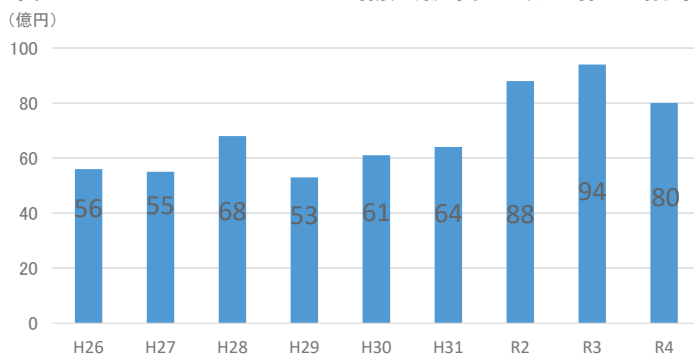
※飛来数：内水面漁業に被害を与えるカワウ個体数

※飛来日数：365日

※1日あたりの捕食重量：約500g（胃内容物調査より）

※魚種別単価：胃内容物1kgに含まれる魚種別重量比に単価を乗じて
1kgあたりの捕食金額を算出

被害を与えるカワウによる捕食被害金額の推定結果（暫定値）



※全国の内水面において被害を与えるカワウが1年間に捕食したであろう魚を金額に換算したもの。
※推定されたカワウによって捕食された魚全てが、人間に利用されるべきものであったとは言えない。